

長野県信濃美術館規則の一部を改正する規則案について

文化財・生涯学習課

1 改正の理由

長野県信濃美術館の整備に合わせ、美術館の名称、利用料金の上限額等を改めるため、長野県信濃美術館条例（昭和44年長野県条例第32号）の一部を改正したことから、長野県信濃美術館規則（昭和44年長野県教育委員会規則第6号）について所要の改正を行う。

なお、利用料金に関する規則は、別途知事部局において定める。

2 改正の概要

区 分	内 容
題名	・長野県立美術館規則に改正
利用許可、利用取消届	・新設した貸出施設（県民ギャラリー及び多目的ルーム）の利用許可、利用取消届について規定
遵守事項	・館内には声を発してよい場所もあるため、「静粛にし」を削除 ・喫煙場所を設けていないため所定の場所から削除
利用後の処理、損害の賠償	・利用後の処理は貸出施設の利用者に適用し、損害の賠償は貸出施設の利用者だけでなく全ての美術館利用者に適用することを明記
指定管理者指定申請書	・押印の廃止

3 施行日

令和3年4月1日

【参考】長野県立美術館について

建設地 長野市箱清水（善光寺東隣 城山公園内）

延床面積 13,256.96 m²（東山魁夷館含む）

構造等 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上3階、地下1階

主な施設 展示部門：コレクション展示室、企画展示室、共用展示室

貸館部門：県民ギャラリー、多目的ルーム

その他：交流スペース、アートライブラリー、ギャラリー、カフェ、ショップ等

長野県信濃美術館規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年 月 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第 号

長野県信濃美術館規則の一部を改正する規則

長野県信濃美術館規則（昭和44年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県立美術館規則

第1条中「長野県信濃美術館条例」を「長野県立美術館条例」に、「第16条」を「第17条」に、「長野県信濃美術館（）」を「長野県立美術館（）」に改める。

第3条第1項中「美術館の展示施設」を「県民ギャラリー又は多目的ルーム（以下「貸出施設」という。））」に、「次に掲げる事項を記載した申請書を」を「申請書を次に掲げる期間内に」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 県民ギャラリー又は県民ギャラリーと併せて利用する場合の多目的ルームについては、利用しようとする日（以下この項において「利用日」という。）の前1年に当たる日の属する月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から利用日の前30日まで
- (2) 多目的ルームについては、利用日の前3月に当たる日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から利用日の前日まで

第3条第3項中「展示施設」を「貸出施設」に、「第2項」を「前項」に、「展示資料」を「展示品」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「展示資料」を「展示品」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、同項の期間外の申請についても受理することができる。
- 3 第1項の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 利用目的
- (2) 利用する貸出施設の名称
- (3) 利用期間
- (4) 入場料又はこれに類するものを徴収して利用する場合にあっては、その旨
- (5) 多目的ルームを文化芸術活動以外に利用する場合にあっては、その旨
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

第4条中「前条第3項」を「前条第5項」に、「が、展示施設」を「（第6条及び第7条において「貸出施設利用者」という。）が、貸出施設」に改め、「の申請」及び「当該利用開始日前7日までに」を削る。

第5条第1号中「展示施設、展示資料等をき損し」を「施設、展示品等を毀損し」に改め、同条第2号中「は、静粛にし、」を削り、同条第3号中「、又は喫煙し」を削る。

第6条の見出しを「（利用後の処理）」に改め、同条第1項中「利用者は、利用を終わった」を「貸出施設利用者は、施設又は備品の利用を終了した」に改め、同条第2項を削る。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第2項第5号中「行っている」を「行っている」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（損害の賠償）

第7条 美術館を利用する者は、施設、展示品等（貸出施設利用者が持込みをしたものを除く。）を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従い、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

別記様式中「（第7条関係）」を「（第8条関係）」に、「代表者氏名 ㊦」を「代表者氏名 ）」に、「長野県信濃美術館の」を「長野県立美術館の」に、「長野県信濃美術館条例」を「長野県立美術館条例」に改め、同様式の備考中「代表者がそれぞれ」を削り、「及び名称を記載し、記名押印した」を「、名称、代表者の氏名等を記載した」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定（「第16条」を「第17条」に改める部分を除く。）及び別記様式の改正規定（「（第7条関係）」を「（第8条関係）」に改める部分を除く。）は、令和3年4月1日から施行する。

文化財・生涯学習課

長野県信濃美術館規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>長野県立美術館規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>長野県立美術館条例</u>（昭和44年長野県条例第32号。以下「条例」という。）<u>第17条</u>の規定により、<u>長野県立美術館</u>（以下「美術館」という。）の管理等及び美術館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用の許可等)</p> <p>第3条 <u>県民ギャラリー又は多目的ルーム</u>（以下「貸出施設」という。）を利用する者は、条例第5条の規定による許可を受けようとするときは、<u>申請書を次に掲げる期間内に条例第6条の規定により美術館の管理を行う指定管理者</u>（以下「指定管理者」という。）に提出して申請しなければならない。</p> <p><u>(1) 県民ギャラリー又は県民ギャラリーと併せて利用する場合の多目的ルームについては、利用しようとする日</u>（以下この項において「利用日」という。）の前1年に当たる日の属する月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から利用日の前30日まで</p> <p><u>(2) 多目的ルームについては、利用日の前3月に当たる日</u>（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から利用日の前日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、<u>知事の承認を得て、同項の期間外の申請についても受理することができる。</u></p> <p>3 第1項の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p><u>(1) 利用目的</u></p> <p><u>(2) 利用する貸出施設の名称</u></p> <p><u>(3) 利用期間</u></p> <p><u>(4) 入場料又はこれに類するものを徴収して利用する場合にあつては、その旨</u></p> <p><u>(5) 多目的ルームを文化芸術活動以外に利用する場合にあつては、その旨</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必</u></p>	<p><u>長野県信濃美術館規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>長野県信濃美術館条例</u>（昭和44年長野県条例第32号。以下「条例」という。）<u>第16条</u>の規定により、<u>長野県信濃美術館</u>（以下「美術館」という。）の管理等及び美術館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用の許可等)</p> <p>第3条 <u>美術館の展示施設</u>を利用する者は、条例第5条の規定による許可を受けようとするときは、<u>次に掲げる事項を記載した申請書を条例第6条の規定により美術館の管理を行う指定管理者</u>（以下「指定管理者」という。）に提出して申請しなければならない。</p> <p><u>(1) 利用目的</u></p> <p><u>(2) 利用する展示施設の名称</u></p> <p><u>(3) 利用期間</u></p> <p><u>(4) 入場料を徴収する場合にあつては、その旨</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現 行
<p><u>要と認める事項</u></p> <p>4 美術館の<u>展示品</u>を観覧する者は、条例第5条の規定による許可を受けようとするときは、指定管理者に口頭により申請しなければならない。</p> <p>5 指定管理者は、第1項の申請に対し<u>貸出施設</u>の利用を許可したときはその利用許可書を、<u>前項</u>の申請に対し<u>展示品</u>の観覧を許可したときは入場券を交付しなければならない。</p> <p>(利用取消届)</p> <p>第4条 前条第5項の規定による利用許可書の交付を受けた者(第6条及び第7条において「<u>貸出施設利用者</u>」という。)が、<u>貸出施設</u>の利用の取消しをしようとするときは、その理由を記載した届出書に当該利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第5条 美術館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>施設、展示品等を毀損し、又は汚損しないこと。</u></p> <p>(2) <u>館内において他人に迷惑をかけること。</u></p> <p>(3) <u>所定の場所以外で飲食しないこと。</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める事項</p> <p>(<u>利用後の処理</u>)</p> <p>第6条 <u>貸出施設利用者は、施設又は備品の利用を終了したときは、その旨を指定管理者に届け出なければならない。</u></p> <p>(<u>削る</u>)</p> <p>(<u>損害の賠償</u>)</p> <p>第7条 美術館を利用する者は、<u>施設、展示品等(貸出施設利用者が持込みをしたものを除く。)</u>を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、<u>速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従い、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>(指定の申請)</p> <p>第8条 条例第8条の申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。</p> <p>2 条例第8条の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。た</p>	<p>現 行</p> <p>2 美術館の<u>展示資料</u>を観覧する者は、条例第5条の規定による許可を受けようとするときは、指定管理者に口頭により申請しなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項の申請に対し<u>展示施設</u>の利用を許可したときはその利用許可書を、<u>第2項</u>の申請に対し<u>展示資料</u>の観覧を許可したときは入場券を交付しなければならない。</p> <p>(利用取消届)</p> <p>第4条 前条第3項の規定による利用許可書の交付を受けた者が、<u>展示施設の利用の申請</u>の取消しをしようとするときは、<u>当該利用開始日前7日までに、その理由を記載した届出書に当該利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>(遵守事項)</p> <p>第5条 美術館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>展示施設、展示資料等をき損し、又は汚損しないこと。</u></p> <p>(2) <u>館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけること。</u></p> <p>(3) <u>所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める事項</p> <p>(<u>利用後の処理と損害の賠償</u>)</p> <p>第6条 利用者は、<u>利用を終わつたときは、その旨を指定管理者に届け出なければならない。</u></p> <p>2 利用者は、<u>展示施設、展示資料等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従い、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第7条 条例第8条の申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。</p> <p>2 条例第8条の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。た</p>

改正案	現行
<p>だし、条例第7条の申請を行うもの（以下この項において「申請者」という。）について教育委員会がその性格に応じ前項の申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。</p> <p>(1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの</p> <p>(2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの</p> <p>(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類</p> <p>(4) 役員の名簿及び履歴書</p> <p>(5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類</p> <p>(6) 申請者が条例第9条第6号に該当する旨の誓約書</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類 (利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合)</p> <p><u>第9条</u> 条例第12条第3号の教育委員会規則で定める場合は、第5条の規定に違反した場合とする。 (補則)</p> <p><u>第10条</u> この規則に定めるもののほか、美術館の管理等について必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p>だし、条例第7条の申請を行うもの（以下この項において「申請者」という。）について教育委員会がその性格に応じ前項の申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。</p> <p>(1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの</p> <p>(2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの</p> <p>(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類</p> <p>(4) 役員の名簿及び履歴書</p> <p>(5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類</p> <p>(6) 申請者が条例第9条第6号に該当する旨の誓約書</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類 (利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合)</p> <p><u>第8条</u> 条例第12条第3号の教育委員会規則で定める場合は、第5条の規定に違反した場合とする。 (補則)</p> <p><u>第9条</u> この規則に定めるもののほか、美術館の管理等について必要な事項は、教育委員会が定める。</p>

新

(別記様式) (第8条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

申請者 主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者氏名 _____

長野県立美術館の指定管理者の指定を受けたいので、長野県立美術館条例第7条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名等を記載した書類を添付すること。

旧

(別記様式) (第7条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

申請者 主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者氏名 _____ ㊟

長野県信濃美術館の指定管理者の指定を受けたいので、長野県信濃美術館条例第7条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。